

住居確保給付金のしおり

離職・減収等によって住居を喪失又はその恐れのある方へ

～住居確保給付金（転居費用補助）のご案内～

（転居費用補助）

住居確保給付金（転居費用補助）とは

同一世帯に属する方の死亡、又は同一世帯に属する方の離職、休業等により世帯収入が著しく減少し、住居を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として、家計改善支援事業において家計改善のために低廉な家賃の住宅への転居が必要と認められた方に対して、転居費用の相当分支給する制度です。支給対象となるものは、**初期費用（礼金、仲介手数料、家賃債務保証料、住宅保険料）** **転居先への荷物の運搬費用、原状回復費用、鍵交換費用**です。（敷金、前家賃、家財や設備の購入費は支給対象外です。）

支給額について

下記を上限として、転居費用分（家財の運搬、転居先の住居に係る初期費用）

1人	2人	3～5人	6人	7人以上
117,000円	141,000円	153,000円	165,000円	183,000円

支給方法：初期費用については原則不動産仲介業者等へ代理納付。それ以外については代理納付もしくは受給者の口座などへ支給

- ・ 初期費用のうち、敷金や契約時に払う家賃（前家賃）、家財や設備（風呂釜、エアコン等）の購入費用は対象外になります。
- ・ 転居に要する経費が支給額の上限を超える場合、差額については自己負担となります。
- ・ 給付金支給後、実際の支出額が当該支給額を下回った場合、差額の返還があります。

住居確保給付金（転居費用補助）を受けるには次の要件があります

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 申請者と同一の世帯に属する者の死亡、又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者の離職、休業等により世帯収入額が著しく減少し経済的に困窮し、住居喪失又は住居喪失の恐れがある。
- ② 申請日の属する月において、世帯収入額が著しく減少した月から2年以内である。
- ③ 申請日の属する月において、主たる生計維持者であった。

- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額が次の表の金額以下である（収入には公的給付を含む）。

世帯	単身	2人	3人	4人	5人	6人	7人以上
基準額	9.2万円	13.9万円	17.2万円	21.4万円	25.5万円	29.7万円	33.4万円
住宅扶助基準額	3,9万円	4,7万円	5,1万円	5,1万円	5,1万円	5,5万円	6,1万円
収入基準額	13.1万円	18.6万円	22,3万円	26,5万円	30,6万円	35,2万円	39,5万円

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と生活を一にしている同居の親族等の預貯金の合計額が基準額×6（単身世帯 55.2万円 2人世帯 83.4万円 ただし、100万円を超えないものとする。）以下であること。
- ⑥ 家計改善支援事業において、家計改善のために低廉な家賃の住宅への転居が必要であり、かつ転居費用の捻出が困難であると認められること。
- ⑦ 地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員でないこと。

住居確保給付金（転居費用補助）の申請に必要なもの

- ① 本人確認書類（次のいずれか）
運転免許証、マイナンバーカード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票、戸籍謄本等の写し
- ② 世帯収入額が、申請日の属する月を起点に2年以内に著しく減少したことが確認できる書類の写し
- ③ 世帯収入額が著しく減少する直前に、支給申請者と同一の世帯に属する者が死亡、又は申請者若しくは支給申請者と同一の世帯に属する者が離職、休業等をしたことが確認できる書類の写し
- ④ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者について、収入が確認できる書類の写し
給与明細書（直近3か月分）、預金通帳の収入の振込み記載ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格者証」、年金を受けている場合は「年金証書」又は「年金振込通知書」、その他各種福祉手帳

- ⑤ 申請者及び申請者と生計を一にしている同居親族の金融機関の通帳の写し（オンラインの通帳も含む）株式、債券、暗号資産等をお持ちの方は金額を確認できる資料
- ⑥ 要転居証明書
- ⑦ （持ち家の場合のみ）住居維持費用関係書類
支給申請者が持ち家である住宅に居住している場合は、その居住の維持に要する費用（固定資産税、火災保険料等）の月額を確認できる書類の写し

追加確認書類

- ① 入居予定住宅に関する状況通知書（入居希望の住居が確定した後、不動産仲介業者等に必要事項を記載されたもの）
- ② 初期費用の他に、転居に要する費用（家財の運搬費用、原状回復費用等）が見込まれる場合は、必要に応じて、その額及び内訳が確認できる書類

住居確保給付金（転居費用補助）の申請から決定まで

- ① 申請書を添付書類と併せて提出。申請書の写しと併せて「入居予定住宅に関する状況通知書」を交付します。
- ② 家計改善支援を受けて示された家賃額をおおよその目安として、不動産仲介業者等に申請書の写しを提示して当該業者を介して転居先の住居を探し、住居確保給付金の支給決定等を条件に住居を確保してください。
- ③ 入居希望の住宅が確定した後、交付された「入居予定住宅に関する状況通知書」に必要事項（入居予定者や住居の所在地、家賃、初期費用等）を不動産仲介業者等に記載していただき、追加確認書類として提出してください。
- ④ また初期費用の他に、転居に要する費用（家財の運搬費用、原状回復費用等）が見込まれる場合は、必要に応じてその額及び内訳が確認できる書類を提出してください。

- ⑤ 申請書の審査は必要書類提出後となります。
- ⑥ 初期費用等の支払い期限や入居予定日、賃貸借契約日等については上記⑤や自治体における審査や支給に要する時間を考慮して、不動産仲介業者等と調整を行ってください
- ⑦ 確保しようとする住居が、家計改善支援で示された家賃額を超える場合はご相談ください。
- ⑧ 審査の結果。申請内容が適正であると判断された場合「住居確保給付金支給決定通知書」と併せて「住居確保給付金報告書」を交付します。

【住居確保給付金お問い合わせ先】

大津市健康福祉部・生活福祉課
TEL：077-528-2743
FAX：077-523-0412

【各種貸付けお問い合わせ先】

大津市社会福祉協議会 明日都浜大津5F
TEL：077-525-9316
京阪びわ湖浜大津駅 下車2分

転居後について

- ◆ 住宅入居日から7日以内に「住居確保報告書」に賃貸借契約書の写し及び新住所における住民票の写し、実際に支払った額を確認できる書類（領収書等）を添付して提出してください。
- ◆ 実際の支出額が当該支給額を上回っていた場合、支給額の上限度以内かつ支給対象経費であれば追加支給できる場合があります。
- ◆ また必要に応じて、転居先の住宅を訪問し居住実態や家計の改善状況の確認をする場合があります。

住居確保給付金（転居費用補助）の再支給について

- ◆ 住居確保給付金（転居費用補助）は原則一人一回の支給です。
- ◆ ただし住居確保給付金（転居費用補助）の受給後に、受給者と同一世帯に属する者の死亡又は申請者もしくは、受給者と同一世帯に属する者の離職、休業等により世帯収入が著しく減少しかついずれも従前の支給が終了した翌月から起算して1年を経過している場合であって、支給要件を満たしている方に限り再支給を受けることができます。

住居確保給付金を徴収する場合があります

- ◆ 転居費用補助の受給後に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付金の全額又は一部を徴収することとなります。